中間前金払制度の導入について

平成27年4月1日

成田市では、建設業を取り巻く厳しい経営環境をふまえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適切な施工が確保されることを目的として、中間前金払制度を導入します。

中間前金払制度とは、当初の前金払(請負代金額の4割)に加え、工期半ばで請負代金額の2割を追加して行う前金払の制度です。

1 対象工事

1件の予定価格が500万円以上の土木建築に関する工事。

2 中間前払金の割合

請負代金額の2割以内。

※当初の前払金とあわせて請負代金額の6割が上限となります。

3 支払要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ①当初の前払金が支出されていること。
- ②工期の2分の1を経過していること。
- ③工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④工事の進捗出来高が請負代金額の2分の1以上に達していること。
- (注)「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」により部分払を選択した場合 は、中間前払金は申請できません。

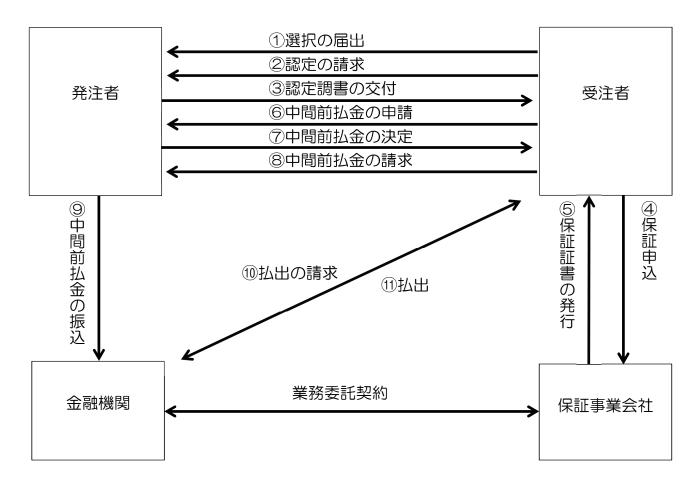
4 適用日

平成27年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。契約の申込みの誘引を行うものについて適用する。

5 関係基準

成田市公共工事に要する経費の前金払等取扱要領

中間前金払に係る手続きの流れ



①選択の届出

契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書(別記第3号様式)」において、中間前金払を選択する。 (注)・選択の届出は中間前金払及び部分払が対象となる工事の契約の場合のみ提出の必要があります。

・部分払を選択した場合は中間前払金の申請はできません。また、一度行った選択の変更はできません。

②認定の請求

受注者は、事業担当課に「認定請求書(別記第1号様式)」を提出してください。

③認定調書の交付

事業担当課は、7日以内に「認定調書(別記第2号様式)」を受注者に対し交付します。

④保証申込

受注者は、保証会社に対して中間前払金保証の申し込みを行ってください。

⑤保証証書の発行

保証事業会社は、書類確認等の審査を行った後、中間前払金の保証証書を受注者に対して発行します。

⑥中間前払金の申請

受注者は、保証証書を添付した「前払金申請書(別記第4号様式)」を契約検査課に提出してください。

⑦中間前払金の決定

契約検査課は、「前払金決定通知書(別記第5号様式)」を受注者に交付します。

⑧中間前払金の請求

受注者は、「前払金請求書(別記第6号様式)」を契約検査課に提出してください。

9中間前払金の振込

事業担当課は、請求を受けた日から14日以内に受注者の指定する金融機関に中間前払金を振り込みます。

⑩払出の請求⑪払出

受注者は、必要書類を金融機関に提出し、中間前払金を払い出します。